

「令和5年度シマフクロウ保護増殖事業（管内生息地確立及び拡大業務）」
公募審査委員会設置要綱

1 目的

令和5年度シマフクロウ保護増殖事業（管内生息地確立及び拡大業務）の適正な契約に資するため、参加者確認公募に基づいて参加希望書類が提出された場合に、当該参加希望書類の審査を行うことを目的として、「令和5年度シマフクロウ保護増殖事業（管内生息地確立及び拡大業務）に係る公募審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

- (1) 委員会は、令和5年度シマフクロウ保護増殖事業（管内生息地確立及び拡大業務）に係る参加者確認公募の募集要領に基づき、提出された参加希望書類について、応募要件を満たす者であるか否かを審査する。
- (2) 委員会は、審査結果について、令和5年度シマフクロウ保護増殖事業（管内生息地確立及び拡大業務）の参加希望書類審査結果報告書を総務課長に提出する。

3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	事務所長	番匠 克二
委員	統括自然保護企画官	福井 智之
	野生生物課課長	太田 貴智
事務局	野生生物課専門官	小杉 潤

4 委員会の開催

- (1) 委員長は、2の事務を行うために必要があるときは、速やかに委員会を開催しなければならない。
- (2) 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

5 委員会の議事

委員会の議事は、各委員による応募要件に関する審査結果等の審議を行い、委員長の決定をもって最終決定とする。

6 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、野生生物課に事務局を置く。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。